

第2章 違反被疑事件の審査及び処理

第1 違反被疑事件の審査及び処理の状況

1 排除措置命令等

独占禁止法は、事業者が私的独占又は不当な取引制限をすること、不公正な取引方法を用いること等を禁止している。公正取引委員会は、一般から提供された情報、自ら探知した事実、違反行為をした事業者からの課徴金減免申請等を検討し、これらの禁止規定に違反する事実があると思料するときは、独占禁止法違反被疑事件として必要な審査を行っている。

審査事件のうち、必要なものについては独占禁止法に基づく権限を行使して審査を行い（法第47条）、違反する事実があると認められ、排除措置命令等をしようとするときは、意見聴取を行い（法第49条等）、意見聴取官が作成した意見聴取調書及び意見聴取報告書の内容を参酌している（法第60条等）。

また、排除措置命令を行うに足る証拠が得られなかった場合であっても、違反の疑いがあるときは、関係事業者等に対して警告を行い、是正措置を採るよう指導している（注）。

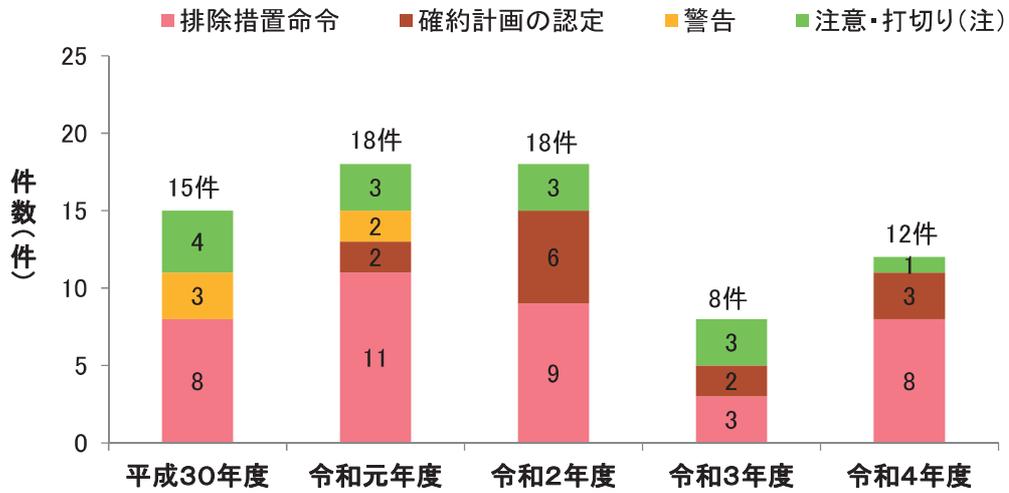
さらに、違反行為の存在を疑うに足る証拠は得られなかったが、違反につながるおそれのある行為がみられた場合には、未然防止を図る観点から注意を行っている。

なお、法的措置又は警告をしたときは、その旨公表している。また、注意及び打切りについては、競争政策上公表することが望ましいと考えられる事案であり、かつ、関係事業者から公表する旨の了解を得た場合又は違反被疑対象となった事業者が公表を望む場合は、公表している（第1図参照）。

令和4年度における審査件数（不当廉売事案で迅速処理したもの（第1-2表）を除く。）は、前年度からの繰越しとなっていたもの13件及び年度内に新規に着手したものの103件の合計116件であり、このうち年度内に処理した件数は99件であった。99件の内訳は、排除措置命令が8件、確約計画の認定が3件、注意が83件、審査を打ち切ったものが5件となっている（第1-1表参照）。

（注）公正取引委員会は、警告を行う場合にも、公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第5号）に基づき、事前手続を経ることとしている。

第1図 排除措置命令・確約計画の認定・警告等の件数の推移



類型 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
排除措置命令	8	11	9	3	8
確約計画の認定	0	2	6	2	3
警告	3	2	0	0	0
注意・打切り(注)	4	3	3	3	1
合計	15	18	18	8	12

(注) 事案の概要を公表したものに限り。

第1-1表 審査事件処理状況の推移（不当廉売事案で迅速処理（注）を行ったものを除く。）

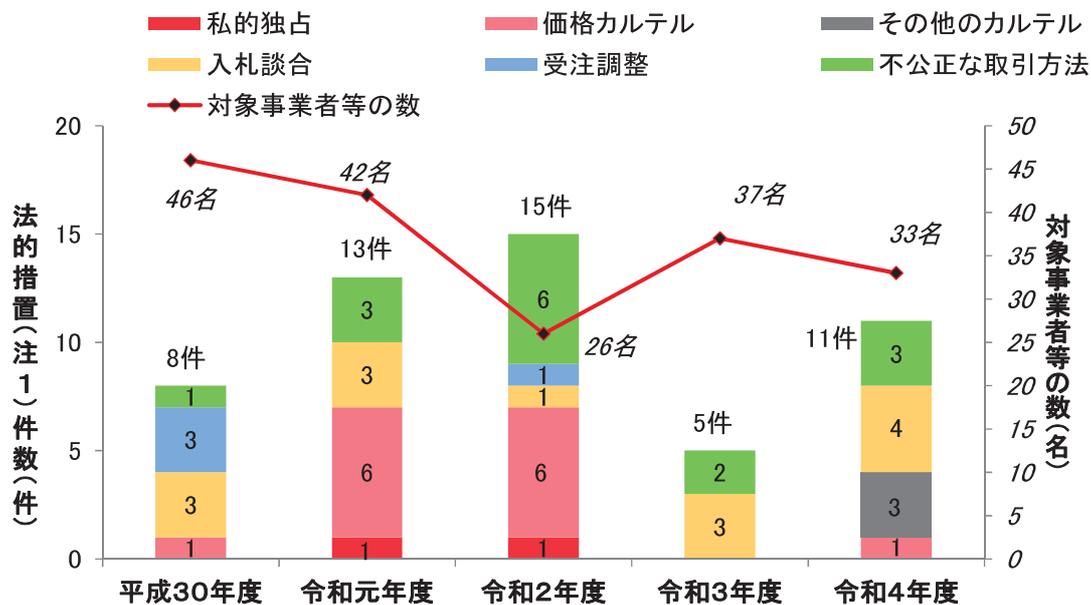
年 度		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	
審査 件数	前年度からの繰越し	25	23	18	10	13	
	年度内新規着手	118	76	83	103	103	
	合 計	143	99	101	113	116	
処理 件数	法的 措置	排除措置命令 対象事業者等の数	8	11	9	3	8
		確約計画の認定 対象事業者の数	46	40	20	34	29
		確約計画の認定 対象事業者の数	0	2	6	2	3
		確約計画の認定 対象事業者の数	0	2	6	3	4
	その他	終 了（違反認定）	0	0	0	0	0
		警 告	3	2	0	0	0
		注 意	95	57	73	92	83
		打 切 り	14	9	3	3	5
		小 計	112	68	76	95	88
	合 計	120	81	91	100	99	
次年度への繰越し		23	18	10	13	17	
課 命 令 付 金 納	対象事業者数	18	37	4	31	21	
	課徴金額（円）	2億6111万	692億7560万	43億2923万	21億8026万	1019億8909万	
告 発		0	0	1	0	1	

（注）申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

第1-2表 不当廉売事案における注意件数（迅速処理によるもの）の推移

年 度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
不当廉売事案における注意件数 （迅速処理によるもの）	227	235	136	244	192

第2図 法的措置（注1）件数等の推移



行為類型（注2）	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
私的独占		0	1	1	0	0
価格カルテル		1	6	6	0	1
その他のカルテル（注3）		0	0	0	0	3
入札談合		3	3	1	3	4
受注調整		3	0	1	0	0
不正な取引方法		1	3	6	2	3
合計		8	13	15	5	11

（注1）法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

（注2）私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

（注3）「その他のカルテル」とは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

令和4年度における処理件数を行為類型別にみると、価格カルテル3件、その他のカルテル3件、入札談合5件、不正な取引方法81件となっている（第2表参照）。法的措置は11件であり、この内訳は、価格カルテル1件、その他のカルテル3件、入札談合4件、不正な取引方法3件となっている（第2表及び第3表参照）。

第2表 令和4年度審査事件（行為類型別）一覧表

行為類型（注1）		処理	排除措置命令	確約計画の認定	終了（違反認定）	警告	注意	打切り	合計
私的独占			0	0	0	0	0	0	0
不当な取引制限	価格カルテル		1	0	0	0	2	0	3
	その他のカルテル（注2）		3	0	0	0	0	0	3
	入札談合		4	0	0	0	1	0	5
	小計		8	0	0	0	3	0	11
不正な取引方法（注3）	再販売価格の拘束		0	1	0	0	8	1	10
	その他の拘束・排他条件付取引		0	1	0	0	5	0	6
	取引妨害		0	1	0	0	2	1	4
	優越的地位の濫用		0	0	0	0	55	2	57
	不当廉売		0	0	0	0	3	1	4
	その他		0	0	0	0	0	0	0
	小計		0	3	0	0	73	5	81
その他（注4）			0	0	0	0	7	0	7
合計			8	3	0	0	83	5	99

（注1）複数の行為類型に係る事件は、主たる行為に即して分類している。

（注2）「その他のカルテル」とは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

（注3）事業者団体が事業者に不正な取引方法に該当する行為をさせるようにする行為（独占禁止法第8条第5号）は、不正な取引方法に分類している。

（注4）「その他」とは、事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限等である。

第3表 法的措置（注1）件数（行為類型別）の推移

行為類型（注2）		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
私的独占			0	1	1	0	0	2
不当な取引制限	価格カルテル		1	6	6	0	1	14
	その他のカルテル（注3）		0	0	0	0	3	3
	入札談合		3	3	1	3	4	14
	受注調整		3	0	1	0	0	4
	小計		7	9	8	3	8	35
不正な取引方法	再販売価格の拘束		0	2	0	0	1	3
	その他の拘束・排他条件付取引		0	1	3	1	1	6
	取引妨害		1	0	0	1	1	3
	優越的地位の濫用		0	0	3	0	0	3
	その他		0	0	0	0	0	0
	小計		1	3	6	2	3	15
合計			8	13	15	5	11	52

（注1）法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

（注2）私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

（注3）「その他のカルテル」とは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

2 課徴金納付命令等

(1) 課徴金納付命令の概要

独占禁止法は、カルテル・入札談合等の未然防止という行政目的を達成するために、行政庁たる公正取引委員会が違反事業者等に対して金銭的不利益である課徴金の納付を命ずることを規定している（法第7条の2第1項、第7条の9第1項及び第2項、第8条の3並びに第20条の2から第20条の6まで）。

課徴金の対象となる行為は、①事業者又は事業者団体の行うカルテルのうち、商品若しくは役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務について供給量若しくは購入量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの、②いわゆる支配型私的独占で被支配事業者が供給する商品若しくは役務について、その対価に係るもの又は供給量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの、③いわゆる排除型私的独占のうち供給に係るもの、④独占禁止法で定められた不公正な取引方法である、共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売及び再販売価格の拘束のうち、一定の要件を満たしたものと並びに優越的地位の濫用のうち継続して行われたものである。

令和4年度においては、延べ21名に対し総額1019億8909万円の課徴金納付命令を行った。

第4表 課徴金額等の推移

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
課徴金額（億円）	2.6	692.7	43.2	21.8	1019.8
対象事業者数（名）	18	37	4	31	21

（注）課徴金額については、千万円未満切捨て。

(2) 課徴金減免制度の概要

公正取引委員会は、平成17年独占禁止法改正法により、事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について、その違反内容を当委員会に自主的に報告した場合、課徴金が減免される制度（以下「課徴金減免制度」という。）を導入し、さらに、令和元年独占禁止法改正法により、課徴金減免申請の申請順位に応じた減免率に、課徴金減免申請を行った事業者（調査開始日より前に最初に課徴金減免申請をした者を除く。）の事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率を付加する制度（以下「調査協力減算制度」という。）を導入し、運用している。

令和4年度における課徴金減免制度に基づく事業者からの報告等の件数は、22件であった（課徴金減免制度導入（平成18年1月）以降の件数は1,417件）。

また、令和4年度においては、8事件延べ22名の課徴金減免制度の適用事業者について、これらの事業者の名称、免除の事実又は減額の率等を公表した（注）。このうち、2事件計4名の事業者に調査協力減算制度を適用した。

（注）公正取引委員会は、法運用の透明性等確保の観点から、課徴金減免制度が適用された事業者について、

課徴金納付命令を行った際に、当委員会のウェブサイト (<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12649209/www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyou/index.html>) に、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている（ただし、平成28年5月31日以前に課徴金減免申請を行った事業者については、当該事業者から公表の申出があった場合に、公表している。）。

なお、公表された事業者数には、課徴金減免の申請を行った者であるものの、①独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため課徴金納付命令の対象になっていない者及び②算出された課徴金の額が100万円未満であったため独占禁止法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象になっていない者のうち、公表することを申し出た事業者の数を含めている。

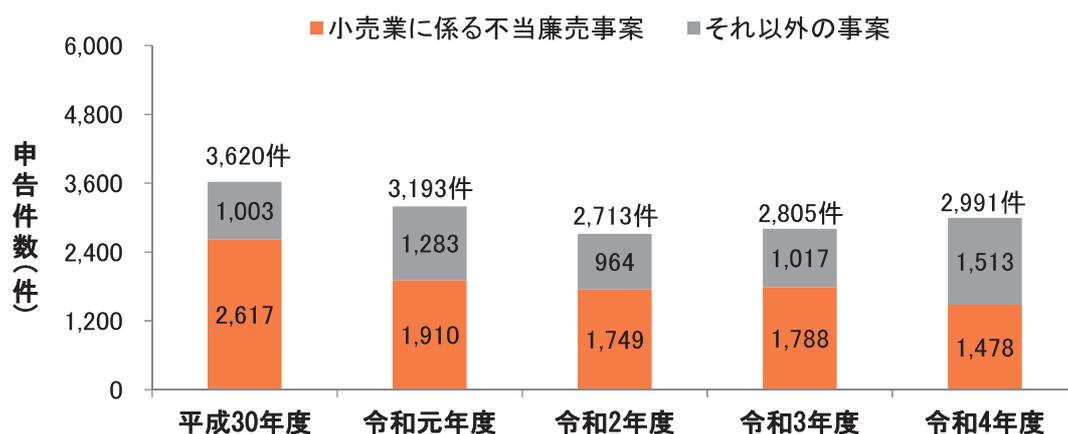
3 申告等

令和4年度においては、独占禁止法の規定に違反する事実があると思われ、公正取引委員会に報告（申告）された件数は2,991件であった（第3図参照）。この報告が、公正取引委員会規則で定めるところにより、書面で具体的な事実を摘示して行われた場合には、当該報告をした者に措置結果を通知することとされており（法第45条第3項）、令和4年度においては、2,735件の通知を行った。

また、当委員会は、独占禁止法違反被疑行為の端緒情報をより広く収集するため、平成14年4月からインターネットを利用した申告が可能となる電子申告システムを当委員会のウェブサイト上に設置しているところ、令和4年度においては、前記令和4年度の申告件数のうち同システムを利用した申告が1,212件あった。

さらに、当委員会は、IT・デジタル関連分野、農業分野及び電力・ガス分野に係る情報提供窓口を設置しており、令和4年度においてもこれらの分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報収集に積極的に取り組んだ。

第3図 申告件数の推移



4 事業者団体等への申入れ等

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為についての審査の過程において競争政策上必要な措置を講ずべきと判断した事項について、事業者団体等に申入れ等を行っている。令和4年度においては、以下のとおり申入れ等を行った。

- (1) 電気事業連合会に対する申入れ（令和5年3月30日）（事件詳細については後記第2

1 (5)参照)

公正取引委員会は、電気事業連合会の会員である中部電力㈱、関西電力㈱、中国電力㈱及び九州電力㈱を含む違反事業者により、後記第2 1 (5)イの独占禁止法違反行為が行われ、排除措置命令を行ったこと、また、本件審査において、当該違反事業者が、同連合会が開催する会合の機会や同連合会へ出向したことのある者同士が出向した際に構築した業務上の関係を利用して、本件違反行為に係る情報交換を行っていた事実が認められたことから、同連合会に対し、今後、本件違反行為と同様の行為又は独占禁止法違反につながる情報交換が行われないよう、同連合会の会員、役員及び事務局職員に対して周知徹底することを申し入れた。

(2) 電力・ガス取引監視等委員会に対する情報提供（令和5年3月30日）（事件詳細については後記第2 1 (5)参照)

公正取引委員会は、本件審査において認められた以下の事実等について、電気の小売供給市場における競争の適正化を図るため、電力・ガス取引監視等委員会に対し情報提供を行った。

ア 違反事業者により、後記第2 1 (5)イの独占禁止法違反行為が行われ、排除措置命令を行ったこと。

イ 旧一般電気事業者及びその販売子会社は、会合等において、営業活動に関する情報交換を行っていたこと。また、旧一般電気事業者及びその販売子会社は、自社の供給区域外の顧客に営業活動を行う際に、当該区域を供給区域とする旧一般電気事業者に対して、「仁義切り」などと称して、当該顧客に営業活動を行うことなどに関する情報交換を慣習的に行っていたこと。当該情報交換は、旧一般電気事業者及びその販売子会社の代表者、役員級、担当者級といった幅広い層で行われていたこと。

ウ 電力・ガス取引監視等委員会が、旧一般電気事業者及びその販売子会社の小売供給価格を監視するモニタリング調査を行っていたところ、旧一般電気事業者及びその販売子会社の中には、当該調査を行っていたことを利用し、他の旧一般電気事業者に対し、安値での小売供給に関して牽制等をしていた者がいたこと。

エ 旧一般電気事業者の中には、競争により顧客移動が生じていることを示すために、価格競争によらず、相互に顧客を獲得することを企図していた者がいたこと。

オ 旧一般電気事業者の中には、各供給区域における電気の需要の大部分に相当する電気を自ら発電又は調達してきたところ、自社又はその販売子会社の小売価格及び自社の販売子会社に卸供給する価格を、当該販売子会社以外の新電力（注1）に卸供給を行う価格よりも安価に設定していた者がいたこと。

カ 旧一般電気事業者の中には、卸売市場への電気の供給量の絞り込みを行い、市場価格（注2）を引き上げることなどにより、外部からの調達に依存する新電力の競争力を低下させることを企図していた者がいたこと。

キ 旧一般電気事業者の中には、新電力に対し、相対取引で電気の卸供給を行うに当たり、当該旧一般電気事業者の供給区域においては当該電気の小売供給を行わない

ように求めていた者がいたこと。

(注1)「新電力」とは、電気の自由化により新規に参入した小売電気事業者をいう。

(注2) 日本卸電力取引所からの調達価格。

5 審査官の処分に対する異議申立て及び任意の供述聴取に係る苦情申立て

独占禁止法第47条の規定に基づいて審査官がした立入検査、審尋等の処分を受けた者が、当該処分に不服があるときは、公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第5号）第22条第1項の規定により、当該処分を受けた日から1週間以内に、その理由を記載した文書をもって、当委員会に異議の申立てをすることができる。令和4年度においては、調査の結果、5件の異議申立てについて理由がなかったとして却下している。

また、任意の供述聴取については、聴取対象者等が、聴取において「独占禁止法審査手続に関する指針」（平成27年12月25日公正取引委員会決定。以下「審査手続指針」という。）第2の「2 供述聴取」に反する審査官等による言動があったとする場合には、原則として当該聴取を受けた日から1週間以内に、公正取引委員会に苦情を申し立てることができる（審査手続指針第2の4）。

令和4年度における任意の供述聴取に係る苦情申立ての処理状況は第5表のとおりであり、調査の結果、苦情申立制度が対象とする審査官等の言動等に関する苦情とは認められなかったとして却下、又は審査手続指針に反する審査官等の言動等があったとは認められなかったとして棄却している。

第5表 任意の供述聴取に係る苦情申立ての処理状況

苦情申立ての類型 処理結果	供述聴取時の手続・説明事項に関するもの (審査手続指針第2の2(2))	威迫・強要など審査官等の言動に関するもの (審査手続指針第2の2(3)ア)	聴取時間・休憩時間に関するもの (審査手続指針第2の2(4))	供述調書の作成・署名押印の際の手続に関するもの (審査手続指針第2の2(5))	合計
処理件数	0	3	0	0	3
却下したもの	0	1	0	0	1
棄却したもの	0	2	0	0	2
必要な措置を講じたもの	0	0	0	0	0

6 判別手続の運用状況

公正取引委員会は、公正取引委員会の審査に関する規則に基づき、当委員会の行政調査手続において、所定の手続により一定の条件を満たすことが確認された事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記録した物件を、審査官その他の当該事件調査に従事する職員がその内容に接することなく、事件の終結を待つことなく当該事業者に還付する手続（以下「判別手続」という。）を運用している。

当該物件の還付を希望する事業者は、同規則第23条の2第1項の規定により、文書で判別手続の求めを行うこととなっている。

令和4年度においては、判別手続の求めはなかった。

第6-1表 令和4年度法的措置（排除措置命令）一覧表

一連番号	事件番号	件名	内容	課徴金の総額 (最高額～最低額)	法的措置 対象事業者 の数(注)	違反法条	排除措置 命令年月日
1	4 (措) 4	広島県が発注するコンピュータ機器の入札等の参加業者らに対する件	広島県教育委員会発注のコンピュータ機器の入札等の参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	4234万円 (2868万円 ～643万円)	6	第3条後段	4.10.6
2	4 (措) 5	広島市が発注するコンピュータ機器の入札参加業者らに対する件	広島市発注のコンピュータ機器の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	1448万円 (340万円 ～174万円)	11	第3条後段	4.10.6
3	4 (措) 6	愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等の参加業者に対する件	愛知県又は岐阜県に所在する病院発注の医事業務の入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	1億2134万円	1	第3条後段	4.10.17
4	4 (措) 7	炭素鋼製突合せ溶接式管継手製造販売業者らに対する件	炭素鋼製突合せ溶接式管継手の製造販売業者らが、共同して販売価格の引上げを行っていく旨を合意していた。	1億4966万円 (1億1440万円 ～3526万円)	2	第3条後段	4.12.15
5	5 (措) 1	独立行政法人国立病院機構が発注する九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らに対する件	独立行政法人国立病院機構発注の九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	6億2728万円 (1億9119万円 ～5077万円)	5	第3条後段	5.3.24
6	5 (措) 2	旧一般電気事業者らに対する件	中部電力㈱、中部電力ミライズ㈱及び関西電力㈱が、互いに、相手方の供給区域において相手方が小売供給を行う大口顧客の獲得のための営業活動を制限することを合意していた。	275億5590万円 (201億8338万円 ～73億7252万円)	2	第3条後段	5.3.30
7	5 (措) 3	旧一般電気事業者らに対する件	中国電力㈱及び関西電力㈱が、 (1) 互いに、相手方の供給区域に所在する相対顧客の獲得のための営業活動を制限する (2) 関西電力㈱にあっては、中国電力管内において順次実施される官公庁入札における入札参加及び安値による入札を制限することを合意していた。	707億1586万円	1	第3条後段	5.3.30
8	5 (措) 4	旧一般電気事業者らに対する件	九州電力㈱、九電みらいエナジー㈱及び関西電力㈱が、互いに、相手方の供給区域において順次実施される官公庁入札等で安値による電気料金の提示を制限することを合意していた。	27億6223万円	2	第3条後段	5.3.30
合 計				1019億8909万円	30		

(注) 排除措置命令を行っていない課徴金納付命令対象事業者を含む。

第6-2表 令和4年度法的措置（確約計画の認定）一覧表

一連 番号	事件 番号	件名	内容	法的措置対象 事業者の数	関係法条	確約計画の 認定年月日
1	4 (認) 4	㈱一蘭に対する 件	<p>公正取引委員会は、㈱一蘭に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>㈱一蘭は、同社が販売する即席めん等（以下「一蘭の即席めん等」という。）に関し、自ら又は取引先卸売業者を通じて小売業者に販売しているところ、遅くとも平成30年1月以降、一蘭の即席めん等の商品ごとに希望小売価格を定めた上で（以下、当該商品ごとに定められた希望小売価格を「一蘭の希望小売価格」という。）、当該商品が小売業者において販売される態様（同一の商品を複数まとめる場合又は異なる商品を組み合わせる場合を含む。）にかかわらず</p> <p>(1) 当該商品の購入を希望する小売業者に対し、一蘭の希望小売価格から割引した価格による販売を行わないよう要請し、これに同意した小売業者に</p> <p>(2) 取引先卸売業者をしてその取引先である当該商品の購入を希望する小売業者に一蘭の希望小売価格から割引した価格による販売を行わないよう要請させ、これに同意した小売業者への販売を行うことになる当該取引先卸売業者に</p> <p>当該商品をそれぞれ供給している。</p>	1	第19条（第2条第9項第4号）	4.5.19
2	4 (認) 5	エクスペディア・ロッキング・パートナー・サービシーズ・サールに対する 件	<p>公正取引委員会は、エクスペディア・ロッキング・パートナー・サービシーズ・サール（以下「エクスペディア」という。）に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>エクスペディアは、自社の企業グループに属する事業者が運営する「Expedia」と称する宿泊予約サイト（以下「Expedia サイト」という。）に我が国所在の宿泊施設を掲載する、宿泊施設の運営業者（以下「宿泊施設運営業者」という。）との間で締結し、又は自社の企業グループに属する事業者をして締結させる契約において、Expedia サイトに宿泊施設運営業者が掲載する我が国所在の宿泊施設に係る宿泊料金及び部屋数について、他の販売経路と同等又は他の販売経路よりも有利なものとする条件（ただし、当該契約において定めている、当該宿泊料金について自社ウェブサイト等の販売経路と同等又は当該販売経路よりも有利なものとする条件を除く。）を定めるとともに、宿泊施設運営業者に対し、当該条件の遵守について、自ら要請し、又は我が国においてエクスペディアに対する支援業務を行うエクスペディアホールディングス㈱をして要請させている。</p>	1	第19条（一般指定第12項）	4.6.2

第2部 各論

一連 番号	事件 番号	件名	内容	法的措置対象 事業者の数	関係法条	確約計画の 認定年月日
3	4 (認) 6、7	(株)サイネックス 及び(株)スマート バリューに対す る件	<p>公正取引委員会は、(株)サイネックス及び(株)スマートバリューの2社（以下「2社」という。）に対し、2社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、2社からそれぞれ確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>2社は、平成31年2月頃以降、自らのホームページをリニューアルする業務（以下「本件業務」という。）の発注を検討している市町村及び特別区（以下「市町村等」という。）に対して、それぞれが行う受注に向けた営業活動において、当該市町村等が本件業務の仕様において定める、ホームページの管理を行うために導入するコンテンツ管理システム（以下「CMS」という。）について、2社によって作成された、オープンソースソフトウェアではないCMSとすることが当該ホームページの情報セキュリティ対策上必須である旨を記載した仕様書等の案を、自らだけではCMSに係る仕様を設定することが困難な市町村等に配付するなどして、オープンソースソフトウェアのCMSを取り扱う事業者が本件業務の受注競争に参加することを困難にさせる要件を盛り込むよう働き掛けている。</p>	2	第19条（一般指定第14項）	4.6.30
合 計				4		

(注) 一般指定とは、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）を指す。

第7表 課徴金制度の運用状況（注1）

年度	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
昭和52年度	0	0円
53年度	4	507万円
54年度	134	15億7174万円
55年度	203	13億3111万円
56年度	148	37億3020万円
57年度	166	4億8354万円
58年度	93	14億9257万円
59年度	5	3億5310万円
60年度	38	4億747万円
61年度	32	2億7554万円
62年度	54	1億4758万円
63年度	84	4億1899万円
平成元年度	54	8億349万円
2年度	175	125億6214万円
3年度	101	19億7169万円
4年度	135	26億8157万円
5年度	406	35億5321万円
6年度	512	56億6829万円
7年度	741	64億4640万円
8年度	368	74億8616万円
9年度	369	(注2) 28億2322万円
10年度	576	31億4915万円
11年度	335	54億5891万円
12年度	719	85億1668万円
13年度	248	21億9905万円
14年度	561	43億3400万円
15年度	468	(注3) 38億6712万円
16年度	219	111億5029万円
17年度	399	188億7014万円
18年度	158	92億6367万円
19年度	162	112億9686万円
20年度	87	(注4) 270億2546万円
21年度	106	(注5) 360億7471万円
22年度	156	(注6) 719億4162万円
23年度	277	(注7、8、9、10) 399億6181万円
24年度	113	(注11) 248億7549万円
25年度	(注12) 180	(注12) 302億167万円
26年度	128	(注13、14、15) 170億4607万円
27年度	31	(注16) 85億725万円
28年度	32	91億4301万円
29年度	32	18億9210万円
30年度	18	2億6111万円
令和元年度	37	692億7560万円
2年度	4	43億2923万円
3年度	31	21億8026万円
4年度	21	1019億8909万円
合計	8,920	5770億2343万円

(注1) 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決を含み、同法

に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令を除く。

(注2) 平成15年9月12日、協業組合カンセイに係る審決取消請求事件について、審決認定(平成10年3月11日、課徴金額1934万円)の課徴金額のうち、967万円を超えて納付を命じた部分を取り消す判決が言い渡された(同判決は確定した。)

(注3) 平成16年2月20日、土屋企業㈱に係る審決取消請求事件について、審決認定(平成15年6月13日、課徴金額586万円)の課徴金額のうち、302万円を超えて納付を命じた部分を取り消す判決が言い渡された(同判決は確定した。)

(注4) 三菱樹脂㈱に対する審判事件について、平成28年2月24日、課徴金納付命令(平成21年2月18日、課徴金額37億2137万円)のうち、37億1041万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

(注5) 平成21年11月9日、日鉄住金鋼板㈱に対する課徴金納付命令(平成21年8月27日、課徴金額37億6320万円)、日新製鋼㈱に対する課徴金納付命令(平成21年8月27日、課徴金額32億1838万円)及び㈱淀川製鋼所に対する課徴金納付命令(平成21年8月27日、課徴金額16億4450万円)のうち、平成17年独占禁止法改正法附則の規定により読み替えて適用される独占禁止法第51条第1項の規定に基づき課徴金の額をそれぞれ36億8320万円、31億2838万円及び15億5450万円に変更する旨の審決を行った。

(注6) 三和シャッター工業㈱ほか3名に対する審判事件について、令和2年8月31日、

- ・三和シャッター工業㈱に対する課徴金納付命令(平成22年6月9日、課徴金額25億1615万円)のうち、24億5686万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨

- ・文化シャッター㈱に対する課徴金納付命令(平成22年(納)第95号)(平成22年6月9日、課徴金額17億8167万円)のうち、17億3831万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨

- ・文化シャッター㈱に対する課徴金納付命令(平成22年(納)第98号)(平成22年6月9日、課徴金額2億4425万円)のうち、2億4291万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨

- ・東洋シャッター㈱に対する課徴金納付命令(平成22年6月9日、課徴金額5億2549万円)のうち、4億8404万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨

の審決を行った。

(注7) エア・ウォーター㈱に係る審決取消請求事件について、審決を取り消す旨の判決が出され、同判決が確定したことを受け、平成26年10月14日、課徴金納付命令(平成23年5月26日、課徴金額36億3911万円)のうち、7億2782万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の再審決を行った。

(注8) ㈱山陽マルナカに対する審判事件について、平成31年2月20日、課徴金納付命令(平成23年6月22日、課徴金額2億2216万円)のうち、1億7839万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の第1次審決を行った。

また、第1次審決の審判請求棄却部分を取り消す旨の判決が出され、同判決が確定したことを受け、令和3年1月27日、上記課徴金納付命令の残余の部分(課徴金額1億7839万円)を取り消す旨の再審決を行った。

(注9) 日本トイザラス㈱に対する審判事件について、平成27年6月4日、課徴金納付命令(平成23年12月13日、課徴金額3億6908万円)のうち、2億2218万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

(注10) ㈱エディオンに対する審判事件について、令和元年10月2日、課徴金納付命令(平成24年2月16日、課徴金額40億4796万円)のうち、30億3228万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

(注11) NTN㈱に対する審判事件について、令和元年11月26日、課徴金納付命令(平成25年3月29日、課徴金額72億3107万円)のうち、72億3012万円を超えて納付を命じた部分を取り消すととも平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第51条第3項の規定に基づき課徴金の額を70億3012万円に変更する旨の審決を行った。

(注12) 加藤化学㈱に対する審判事件について、令和元年9月30日、加藤化学㈱に対する課徴金納付命令(平成25年7月11日、課徴金額4116万円)を取り消す旨の審決を行った。

(注13) ダイレックス㈱に対する審判事件について、令和2年3月25日、課徴金納付命令(平成26年6月5日、課徴金額12億7416万円)のうち、11億9221万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

(注14) レンゴー㈱ほか36名に対する審判事件について、令和3年2月8日、

- ・王子コンテナ㈱に対する課徴金納付命令(平成26年(納)第116号)(平成26年6月19日、課徴金額4億9597万円)のうち、4億8642万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨

- ・福野段ボール工業㈱に対する課徴金納付命令(平成26年6月19日、課徴金額1078万円)のうち、1050万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨

- ・王子コンテナ㈱に対する課徴金納付命令(平成26年(納)第163号)(平成26年6月19日、課徴金額12億8727万円)のうち、12億8673万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨

- ・北海道森紙業㈱に対する課徴金納付命令(平成26年6月19日、課徴金額6640万円)のうち、6586万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨

- ・浅野段ボール㈱に対する課徴金納付命令(平成26年6月19日、課徴金額2990万円)のうち、2904万円を超

えて納付を命じた部分を取り消す旨
の審決を行った。

(注15) レンゴー(株)ほか1名に対する審判事件について、令和3年2月8日、

・レンゴー(株)に対する課徴金納付命令（平成26年6月19日、課徴金額10億7044万円）のうち、10億6758万円
を超えて納付を命じた部分を取り消す旨

・(株)トーモクに対する課徴金納付命令（平成26年6月19日、課徴金額6億401万円）のうち、6億363万円を
超えて納付を命じた部分を取り消す旨

の審決を行った。

(注16) 松尾電機(株)による排除措置命令等取消請求事件について、平成31年3月28日、東京地方裁判所から、課
徴金納付命令（平成28年3月29日、課徴金額4億2765万円）のうち、4億2414万円を超えて納付を命じた部
分を取り消す旨の判決が言い渡された（同判決は確定した。）。

第2 法的措置等

令和4年度においては、11件について法的措置（排除措置命令8件、確約計画の認定3件）を採った。排除措置命令8件の違反法条をみると、いずれも独占禁止法第3条後段（不当な取引制限の禁止）違反となっている。また、確約計画の認定3件の関係法条をみると、いずれも同法第19条（不公正な取引方法の禁止）となっている。

これら11件の概要は次のとおりである。

1 排除措置命令及び課徴金納付命令等

(1) 広島県又は広島市が発注するコンピュータ機器の入札等の参加業者らに対する件（令和4年（措）第4号・第5号）（令和4年10月6日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器	広島市発注の特定コンピュータ機器
				排除措置命令 課徴金額	
1	北辰映電(株)	広島市中区上幟町8番39号	代表取締役 國本 佳宏	○ 2868万円	○ 174万円
2	(株)新星工業社	広島市南区宇品海岸三丁目8番60号	代表取締役 佐々木 誠	○ 723万円	○ 214万円
3	(株)ハイエレコン	広島市西区草津新町一丁目21番35号	代表取締役 上田 康博	○ 643万円	○ 282万円
4	(株)大塚商会	東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号	代表取締役 大塚 裕司	○ —	○ 340万円
5	(株)立芝	広島市西区楠木町二丁目4番3号	代表取締役 田中 修司	△	○ 226万円
6	中外テクノス(株)	広島市西区横川新町9番12号	代表取締役 福馬 聡之	△	○ 212万円
7	(株)呉電子計算センター	広島県呉市本通二丁目4番1号	代表取締役 石田 直樹	△	○ —
8	(株)ソルコム	広島市中区南千田	代表取締役	○	○

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器	広島市発注の特定コンピュータ機器
				排除措置命令 課徴金額	
		東町2番32号	大橋 大樹	—	—
9	西日本電信電話(株)	大阪市都島区東野田町四丁目15番82号	代表取締役 森林 正彰	○	○
10	理研産業(株)	広島市中区大手町四丁目6番27号	代表取締役 久保田 勝彦	/	○
11	D y n a b o o k(株)	東京都江東区豊洲五丁目6番15号	代表取締役 覺道 清文	/	○
合計				6社	11社
				4234万円	1448万円

(注1) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中の「—」は、課徴金納付命令の対象とはならない違反事業者であることを示している。

(注3) 表中の「/」は、当該取引分野における違反事業者ではないことを示している。

イ 違反行為の概要等

(7) 広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器

6社（前記アの番号1から4まで及び8、9の事業者）は、遅くとも平成29年7月14日以降、広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器について、受注価格の低落防止を図るため

a (a) 受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定する

(b) 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

b (a) 次の方法により受注予定者を決定する

i 西日本電信電話(株)（以下「NTT西日本」という。）(注4)が受注を希望する物件については、NTTビジネスソリューションズ(株)（以下「NTTBS」という。）の営業担当者が(株)ソルコム（以下「ソルコム」という。）との間で確認し合うなどする

ii 北辰映電(株)（以下「北辰映電」という。）、(株)新星工業社（以下「新星工業社」という。）、(株)ハイエレコン（以下「ハイエレコン」という。）、(株)大塚商会（以下「大塚商会」という。）及びソルコムの5社が各社の営業責任者等による会合を開催するなどして、過去の受注実績等を勘案して受注予定者を決定する

(b) 受注予定者は自ら又はリース業者と2者で入札に参加する（注5）

(c) 受注予定者又は受注予定者がリース業者と2者で入札に参加する場合における当該2者が提示する入札価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた入札価格より高い入札価格を提示する若しくは入札を辞退する又は入札に参加しない

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより、6社は、公共の利益に反して、広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注4) NTT西日本は、コンピュータ機器の販売及び賃貸に係る営業業務を同社の完全子会社であるNTTBSに委託するとともにNTTBSに自社の営業担当者を出向させるなどしているところ、各特定コンピュータ機器の入札において、NTTBSの営業担当者が、NTT西日本の応札価格等を検討し、NTT西日本の支店長の決裁を得た上で、NTT西日本の名義において入札書の提出を行い、また、落札後の契約手続、コンピュータ機器の仕入先及びリース業者の選定、保守作業等の役務の委託先の選定をNTT西日本のために行うなどしていた。

(注5) 広島県は、広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器の入札において、当該参加資格を満たす1者又は複数者での入札参加を認めているところ、受注予定者は、物品の賃貸に係る資格を有するリース業者をそれぞれ選定の上、当該リース業者と自社の2者で広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器の入札に参加していた。

(4) 広島市発注の特定コンピュータ機器

11社（前記アの番号1から11までの事業者）は、遅くとも平成28年5月20日以降、広島市発注の特定コンピュータ機器について、受注価格の低落防止を図るため

a (a) 受注予定者を決定する

(b) 受注予定者以外の者は、受注予定者又は受注予定者が広島市発注の特定コンピュータ機器の入札に参加させる者（以下「受注予定者等」という。）が受注できるように協力する

旨の合意の下に

b (a) 次の方法により受注予定者を決定する

i NTT西日本が受注を希望する物件については、NTTBSの営業担当者がソルコムとの間で確認し合うなどする

ii (株)立芝（以下「立芝」という。）又は中外テクノス(株)（以下「中外テクノス」という。）は、Dynabook(株)（以下「Dynabook」という。）との間で立芝又は中外テクノスが受注を希望する物件を確認し合うなどし、Dynabookは、(株)呉電子計算センター（以下「呉電子計算センター」という。）に対し、立芝又は中外テクノスが受注を希望する物件を伝えるなどする

iii 理研産業(株)は、受注を希望する場合、新星工業社に受注を希望する旨を伝える

iv 大塚商会、ハイエレコン、新星工業社、北辰映電、ソルコム、呉電子計算センター（令和元年6月6日まで）及び立芝（令和元年6月7日以降）が、各社の営業責任者等による会合を開催するなどして、過去の受注実績、各社の受注希望等を勘案して受注予定者を決定する

(b) 受注予定者等が提示する入札価格は、受注予定者が定め、受注予定者等以外の者は、受注予定者が定めた入札価格より高い入札価格を提示する若しくは入札を辞退する又は入札に参加しない

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより、11社は、公共の利益に反して、広島市発注の特定コンピュータ機器の取引分野における競争を実質的に制限していた。

以上のことから、公正取引委員会は、令和4年10月6日、独占禁止法の規定に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

(詳細については令和4年10月6日報道発表資料「広島県又は広島市が発注するコンピュータ機器の入札等の参加業者らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」を参照のこと。)

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12364959/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/oct/221006_jiken.html



(2) 愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等の参加業者に対する件
(令和4年(措)第6号)(令和4年10月17日 排除措置命令及び課徴金納付命令)

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	㈱ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	代表取締役 森 信介	○	1億2134万円
2	㈱ソラスト	東京都港区港南一丁目7番18号	代表取締役 藤河 芳一	—	—
合計				1社	1億2134万円

(注1) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とはならない違反事業者であることを示している。

イ 違反行為の概要等

2社は、遅くとも平成27年3月9日以降、特定医事業務について、既存の取引の維持及び受注価格の低落防止を図るため

㉞ a 入札等において、2社が競合することが見込まれる状況となった場合に、受注すべき者(以下「受注予定者」という。)を決定する

b 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する

旨の合意の下に

㉞ a 既存業者(病院の開設者又は管理者が入札等を実施する時点で、当該病院の特定医事業務を受注している者をいう。)を受注予定者とする

b 受注予定者が提示する入札価格又は見積価格(以下「入札価格等」という。)は、受注予定者が定める

c 受注予定者以外の者は、入札等に参加しない若しくは入札等を辞退する又は受注予定者が定めた入札価格等よりも高い入札価格等を提示する

ことにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより、2社は、公共の利益に反して、特定医事業務の取引分野における競争

を実質的に制限していたことから、公正取引委員会は、令和4年10月17日、独占禁止法の規定に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

(詳細については令和4年10月17日報道発表資料「愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」を参照のこと。)

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12359655/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/oct/221017_jiken.html



(3) 炭素鋼製突合せ溶接式管継手の製造販売業者らに対する件（令和4年（措）第7号）
（令和4年12月15日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	古林工業(株)	大阪市西成区津守三丁目3番17号	代表取締役 古林 達也	○	1億1440万円
2	淡路マテリア(株)	兵庫県洲本市上加茂4番地の2	代表取締役 三尾 堯彦	○	3526万円
3	(株)ベンカン機工	群馬県太田市六千石町5番地1	代表取締役 一丁田 学	—	—
合計				2社	1億4966万円

(注1) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とはならない違反事業者であることを示している。

イ 違反行為の概要等

㉑ 3社は、利益の確保を図るため、3社の営業責任者級の者らが、平成28年9月16日以降、(株)ベンカン機工と淡路マテリア(株)の間で、及び、(株)ベンカン機工と古林工業(株)の間で、順次、会合を開催するなどして、3社がそれぞれ建値(注3)を定める炭素鋼製突合せ溶接式管継手について、3社が共同して販売価格の引上げを行っていく旨の認識を共有した。

㉒ 3社は、3社の営業責任者級の者が、平成28年11月18日に会合を開催し、前記㉑の3社が共同して行う販売価格の引上げを、3社がそれぞれ建値を定める炭素鋼製突合せ溶接式管継手のうち、FSGP及びPT370と称されるものについて行っていく旨の認識を共有し、もって、3社が共同して特定炭素鋼製管継手の販売価格の引上げを行っていく旨を合意した。

これにより、3社は、公共の利益に反して、特定炭素鋼製管継手の販売分野における競争を実質的に制限していたことから、公正取引委員会は、令和4年12月15日、独

占禁止法の規定に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

(注3)「建値」とは、炭素鋼製突合せ溶接式管継手の形状及び寸法並びに亜鉛めっきの有無ごとに定めた取引の基準となる価格をいう。

3社は、それぞれ、炭素鋼製突合せ溶接式管継手のうち、比較的取引量が多いFSGP及びPT370と称されるものについて、建値を定め、これを掲載した冊子である価格表を一次問屋（自社のブランドを付した炭素鋼製突合せ溶接式管継手を販売する事業者から炭素鋼製突合せ溶接式管継手を仕入れて、需要家や同業者に販売する事業者をいう。）に配布していた。

(詳細については令和4年12月15日報道発表資料「炭素鋼製突合せ溶接式管継手の製造販売業者らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」を参照のこと。)

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12366705/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221215sanjo.html>



(4) 独立行政法人国立病院機構が発注する九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らに対する件（令和5年（措）第1号）（令和5年3月24日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	(株)アステム	大分市西大道二丁目3番8号	代表取締役 吉村 次生	○	1億9119万円
2	(株)翔葉	福岡市博多区山王二丁目3番5号	代表取締役 大黒 勇一郎	○	1億3328万円
3	九州東邦(株)	福岡市東区箱崎ふ頭三丁目4番46号	代表取締役 松谷 竹生	○	1億2759万円
4	富田薬品(株)	熊本市中央区九品寺六丁目2番35号	代表取締役 富田 久雄	○	1億2445万円
5	アルフレッサ(株)	東京都千代田区内神田一丁目12番1号	代表取締役 福神 雄介	○	5077万円
6	(株)アトル	福岡市東区香椎浜ふ頭二丁目5番1号	代表取締役 渡辺 紳二郎	—	—
合計				5社	6億2728万円

(注1) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中の「—」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象事業者でないことを示している。

イ 違反行為の概要等

6社は、遅くとも平成28年6月24日以降、特定医薬品について、自社の利益を確保するため

⑦ a 特定医薬品を医薬品の製造販売業者等で区分した医薬品群（以下「特定医薬品

群」という。) ごとに、受注すべき者(以下「受注予定者」という。)を決定する
 b 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する
 旨の合意の下に

(4) 会合を開催するなどして

a 入札に参加していた(株)アステム、(株)翔薬、九州東邦(株)、富田薬品(株)(以下「富田薬品」という。)及び(株)アトルの入札参加5社(注3)は、それぞれの各年度の受注予定比率を設定し、同比率に合うよう特定医薬品群ごとに受注予定者を決定する

b 受注予定者が提示する入札価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるよう、受注予定者が連絡した価格を上回る入札価格を提示するなどして協力する

ことにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより、6社は、公共の利益に反して、本件医薬品の取引分野における競争を実質的に制限していたことから、公正取引委員会は、令和5年3月24日、独占禁止法の規定に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

(注3) アルフレッサ(株)は、31病院に本件医薬品を納品するため、富田薬品と提携し、本件入札について、同社に委任していた。

(詳細については令和5年3月24日報道発表資料「独立行政法人国立病院機構が発注する九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」を参照のこと。)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230324_daigo.html



(5) 旧一般電気事業者らに対する件(令和5年(措)第2号~第4号)(令和5年3月30日 排除措置命令及び課徴金納付命令)

ア 関係人

(7) 中部電力管内(注1)又は関西電力管内に所在する大口顧客(注2)に対して小売供給を行う電気

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	中部電力(株)	名古屋市東区東新町1番地	代表取締役 林 欣吾	—	201億8338万円
2	中部電力ミライズ(株)	名古屋市東区東新町1番地	代表取締役 大谷 真哉	○	73億7252万円
3	関西電力(株)	大阪市北区中之島三丁目6番16号	代表執行役 森 望	—	—

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
合計				1社	275億5590万円

(イ) 中国電力管内又は関西電力管内に所在する相対顧客（注4）及び中国電力管内に所在する官公庁等に対して小売供給を行う電気

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	中国電力(株)	広島市中区小町4番33号	代表取締役 瀧本 夏彦	○	707億1586万円
2	関西電力(株)	大阪市北区中之島三丁目6番16号	代表執行役 森 望	—	—
合計				1社	707億1586万円

(ウ) 九州電力管内又は関西電力管内に所在する官公庁等に対して小売供給を行う電気

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	九州電力(株)	福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号	代表取締役 池辺 和弘	○	27億6223万円
2	九電みらいエナジー(株)	福岡市中央区薬院三丁目2番23号KMGビル	代表取締役 水町 豊	○	—
3	関西電力(株)	大阪市北区中之島三丁目6番16号	代表執行役 森 望	—	—
合計				2社	27億6223万円

(注1)「管内」とは、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律（平成11年法律第50号）による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）の規定に基づき、一般電気事業を営むことについて許可されていた旧一般電気事業者の供給区域をいう。

(注2)「大口顧客」とは、特別高圧需要又は高圧大口需要に係る電気の使用者（官公庁等を除く。）をいう。

(注3)表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象事業者ではないことを示し、「○」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象事業者であることを示している。

(注4)「相対顧客」とは、特別高圧需要、高圧大口需要又は高圧小口需要に係る電気の使用者（官公庁等を除く。）をいう。

イ 違反行為の概要

(7) 中部電力管内又は関西電力管内

a 中部電力(株)（以下「中部電力」という。）及び関西電力(株)（以下「関西電力」という。）は、遅くとも平成30年11月2日までに、中部電力管内又は関西電力管内に所在する大口顧客に対する安値の見積り（注5）提示による電気料金の水準の低落を防止して自社の利益の確保を図るため、互いに、相手方の供給区域において相手方が小売供給を行う大口顧客の獲得のための営業活動を制限することを合意し、中部電力ミライズ(株)（以下「中部電力ミライズ」という。）は、令和2年4月1日、電気の小売供給を行う事業の全部を中部電力から承継することにより、同社に替わって当該合意に参加した。

b 中部電力（令和2年4月1日以降にあっては中部電力ミライズ。中部電力及び

中部電力ミライズの2社を以下「中部電2社」という。)及び関西電力は、当該合意の下に、

- (a) 関西電力にあつては、中部電力管内に所在する大口顧客に対する見積り提示を、代理業者を通じて行うもの、紹介業者から大口顧客の紹介を受けて行うもの及び大口顧客から見積り提示の依頼を受けるなどして行うものに限定する
- (b) 中部電力にあつては、関西電力管内に所在する大口顧客の獲得に係る目標を大幅に減少させる
- (c) 相手方の供給区域において、相手方が小売供給を行う大口顧客に対して獲得が見込まれない見積りを提示し、又は、見積り提示を辞退する
- (d) 相手方の供給区域において、大口顧客に対して見積り提示する際に基準となる電気料金の下限値を引き上げることなどにより、相手方の供給区域に所在する大口顧客に対して見積り提示する電気料金の水準を上昇させる
- (e) 自社の供給区域において、大口顧客に対して見積り提示する際に基準となる電気料金の下限値を引き上げることなどにより、自社の供給区域に所在する大口顧客に対して見積り提示する電気料金の水準を維持又は上昇させるなどしていた。

- c 中部電2社及び関西電力は、前記aの合意をすることにより、公共の利益に反して、中部電力管内又は関西電力管内に所在する大口顧客に対して小売供給を行う電気の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注5) 電気料金に係る見積りをいう。以下同じ。

㊦ 中国電力管内及び関西電力管内

- a 中国電力(株) (以下「中国電力」という。)及び関西電力は、遅くとも平成30年11月8日までに、中国電力管内又は関西電力管内に所在する相対顧客に対する安値の見積り提示及び中国電力管内の官公庁入札での安値の電気料金の提示による電気料金の水準の低落を防止して自社の利益の確保を図るため、

- (a) 互いに、相手方の供給区域に所在する相対顧客の獲得のための営業活動を制限する
- (b) 関西電力にあつては、中国電力管内において同日以降順次実施される官公庁入札における入札参加及び安値による入札を制限することを合意した。

- b 中国電力及び関西電力は、当該合意の下に、

- (a) 相手方の供給区域に所在する相対顧客に対する見積り提示を、代理業者を通じて行うもの、紹介業者から相対顧客の紹介を受けて行うもの及び相対顧客から見積り提示の依頼を受けるなどして行うものに限定する
- (b) 相手方の供給区域において、相対顧客に対して見積り提示する際に、関西電力にあつては見積りの基準となる電気料金の下限値を引き上げること、中国電力にあつては見積り提示する電気料金の基準を引き上げることにより、相手方の供給区域に所在する相対顧客に見積り提示する電気料金の水準を上昇させる
- (c) 自社の供給区域において、相対顧客に対して見積り提示する際に、見積りの

基準となる電気料金の下限値を引き上げることなどにより、自社の供給区域に所在する相対顧客に見積り提示する電気料金の水準を維持又は上昇させる

- (d) 関西電力にあっては、中国電力管内の官公庁入札について、1年間に供給する電力量が30万キロワットアワー未満の官公庁入札に参加しないこと及び電気料金を提示する際に基準となる下限値を引き上げて当該下限値未満の電気料金を提示しないことを中国電力に伝える
 - (e) 中国電力にあっては、中国電力管内の官公庁入札で提示する電気料金の水準を上昇させる
- などしていた。

- c 中国電力及び関西電力は、前記 a の合意をすることにより、公共の利益に反して、中国電力管内又は関西電力管内に所在する相対顧客及び中国電力管内に所在する官公庁等に対して小売供給を行う電気の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(ウ) **九州電力管内及び関西電力管内**

- a 九州電力(株) (以下「九州電力」という。) 及び関西電力は、遅くとも平成30年10月12日までに、九州電力管内又は関西電力管内の官公庁入札等における安値の電気料金の提示による電気料金の水準の低落を防止して自社の利益の確保を図るため、互いに、相手方の供給区域において同日以降順次実施される官公庁入札等で安値による電気料金の提示を制限することを合意した。

- b 九電みらいエナジー(株) (以下「九電みらいエナジー」という。) は、遅くとも平成30年10月31日までに、九州電力から前記 a の内容を伝達され、前記 a の合意に参加した。

- c 当該合意の下に

- (a) 関西電力は、官公庁入札等で電気料金を提示する際に基準となる下限値を引き上げ、九州電力管内又は関西電力管内の官公庁入札等で自社が提示する電気料金の水準を九州電力に伝える

- (b) 九州電力は、前記 (a) の関西電力が提示する電気料金の水準を九電みらいエナジーに伝える

- (c) 九州電力及び九電みらいエナジーの2社 (以下「九電2社」という。) は、前記 (a) の関西電力が提示する電気料金の水準を踏まえ、九州電力管内又は関西電力管内の官公庁入札等で提示する電気料金を引き上げる

- (d) 九電2社は、九州電力管内において関西電力が電気の小売供給を行う需要規模(注6)等を踏まえ、関西電力管内において九電みらいエナジーが電気の小売供給を行う需要規模の上限を設定する

などしていた。

- d 九電2社及び関西電力は、前記 a の合意をすることにより、公共の利益に反して、九州電力管内又は関西電力管内に所在する官公庁等に対して小売供給を行う電気の取引分野における競争を実質的に制限していた。

以上のことから、公正取引委員会は、令和5年3月30日、独占禁止法の規定に基づ

き、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

(注6)「需要規模」とは、官公庁等に係る契約電力の合計をいう。

(詳細については令和5年3月30日報道発表資料「旧一般電気事業者らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について」を参照のこと。)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230330_daisan.html



2 確約計画の認定

(1) (株)一蘭に対する件 (令和4年(認)第4号) (令和4年5月19日 確約計画の認定)

ア 関係人

名称	所在地	代表者
(株)一蘭	福岡市博多区中洲五丁目3番2号	代表取締役 吉富 学

イ 概要

公正取引委員会は、(株)一蘭(以下「一蘭」という。)に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

一蘭は、同社が販売する即席めん等(以下「一蘭の即席めん等」という。)に関し、自ら又は取引先卸売業者を通じて小売業者に販売しているところ、遅くとも平成30年1月以降、一蘭の即席めん等の商品ごとに希望小売価格を定めた上で(以下当該商品ごとに定められた希望小売価格を「一蘭の希望小売価格」という。)、当該商品が小売業者において販売される態様(同一の商品を複数まとめる場合又は異なる商品を組み合わせる場合を含む。)にかかわらず

- ㉠ 当該商品の購入を希望する小売業者に対し、一蘭の希望小売価格から割引した価格による販売を行わないよう要請し、これに同意した小売業者に
- ㉡ 取引先卸売業者をしてその取引先である当該商品の購入を希望する小売業者に一蘭の希望小売価格から割引した価格による販売を行わないよう要請させ、これに同意した小売業者への販売を行うことになる当該取引先卸売業者に当該商品をそれぞれ供給している。

(詳細については令和4年5月19日報道発表資料「㈱一蘭から申請があった確約計画の認定について」を参照のこと。)

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12364959/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/220519kyusyu.html>



(2) エクスペディア・ロッキング・パートナー・サービスズ・サールに対する件（令和4年（認）第5号）（令和4年6月2日 確約計画の認定）

ア 関係人

名称	所在地	代表者
エクスペディア・ロッキング・パートナー・サービスズ・サール	スイス連邦 ジュネーブ 12月31日通り40-42及び44-46	ニコラス・ヴィンセントィ

イ 概要

公正取引委員会は、エクスペディア・ロッキング・パートナー・サービスズ・サール（以下「エクスペディア」という。）に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

エクスペディアは、自社の企業グループに属する事業者が運営する「Expedia」と称する宿泊予約サイト（以下「Expedia サイト」という。）に我が国所在の宿泊施設を掲載する、宿泊施設の運業者（以下「宿泊施設運業者」という。）との間で締結し、又は自社の企業グループに属する事業者をして締結させる契約において、Expedia サイトに宿泊施設運業者が掲載する我が国所在の宿泊施設に係る宿泊料金及び部屋数について、他の販売経路と同等又は他の販売経路よりも有利なものとする条件（ただし、当該契約において定めている、当該宿泊料金について自社ウェブサイト等の販売経路と同等又は当該販売経路よりも有利なものとする条件を除く。）を定めるとともに、宿泊施設運業者に対し、当該条件の遵守について、自ら要請し、又は我が国においてエクスペディアに対する支援業務を行うエクスペディアホールディングス㈱をして要請させている。

(詳細については令和4年6月2日報道発表資料「エクスペディア・ロジング・パートナー・サービシーズ・サールから申請があった確約計画の認定等について」を参照のこと。)

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12359655/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jun/220602.html>



(3) (株)サイネックス及び(株)スマートバリューに対する件 (令和4年(認)第6号・第7号) (令和4年6月30日 確約計画の認定)

ア 関係人

番号	名称	所在地	代表者
1	(株)サイネックス	大阪市天王寺区上本町五丁目3番15号	代表取締役 村田 吉優
2	(株)スマートバリュー	大阪市中央区道修町三丁目6番1号	代表執行役 渋谷 順

イ 概要

公正取引委員会は、2社に対し、2社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、2社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

2社は、平成31年2月頃以降、自らのホームページをリニューアルする業務（以下「本件業務」という。）の発注を検討している市町村及び特別区（以下「市町村等」という。）に対して、それぞれが行う受注に向けた営業活動において、当該市町村等が本件業務の仕様において定める、ホームページの管理を行うために導入するコンテンツ管理システム（以下「CMS」という。）（注）について、2社によって作成された、オープンソースソフトウェアではないCMSとすることが当該ホームページの情報セキュリティ対策上必須である旨を記載した仕様書等の案を、自らだけではCMSに係る仕様を設定することが困難な市町村等に配付するなどして、オープンソースソフトウェアのCMSを取り扱う事業者が本件業務の受注競争に参加することを困難にさせる要件を盛り込むよう働き掛けている。

（注） 組織が持つ情報（コンテンツ）の配信、版管理等を行うためのシステムをいう。

ウ 本件と関連する公正取引委員会のアドボカシー・唱導活動（実態調査）

公正取引委員会では、今後成長が期待される分野や規制分野の事業活動の実態等について調査を行い、独占禁止法・競争政策上の考え方を明らかにして、事業者等による取引慣行の自主的な改善を促すとともに、その調査結果を公表している。

次の実態調査に係る報告書において、本件違反被疑行為と関連する行為は、独占禁

止法上問題となるおそれがあるとされているものである。また、公正取引委員会は、独占禁止法違反行為に対しては、厳正に対処していくこととしている。

(7) 官公庁における情報システム調達に関する実態調査（令和4年2月8日報告書公表）

「官公庁の情報システム調達において、ベンダーが、発注担当者が仕様に精通していないことに付け込み不正確な情報を提供するなどして自社のみが対応できる仕様書による入札を実現し、自社の仕様を盛り込むことにより、他のベンダーの入札参加を困難にさせ、官公庁の入札方針に反する入札をさせている場合など」には、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占等）。（実態調査報告書第4の1(2)）

(4) スタートアップの取引慣行に関する実態調査（令和2年11月27日最終報告書公表）

「競合他社が、スタートアップの販売先に対し、スタートアップの商品等に関する悪評を流すことにより、スタートアップとその販売先との取引を妨害した事例」について、それが不公正な競争手段によるものである場合には、競争者に対する取引妨害（一般指定第14項）として問題となるおそれがある。（最終報告書第4の5(1)）

（詳細については令和4年6月30日報道発表資料「(株)サイネックス及び(株)スマートバリューから申請があった確約計画の認定等について」を参照のこと。）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12364959/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jun/220630daiichi/220630.html>



第3 その他の事件処理

1 自発的な措置に関する公表

令和4年度において、事業者から自発的な措置の報告を受け、事案の概要を公表したものは、次のとおりである。

第8表 令和4年度自発的な措置に関する公表事案一覧

件名	内容	公表年月日
㈱セブン-イレブン・ジャパンによる対応について	<p>公正取引委員会は、㈱セブン-イレブン・ジャパンの取引先が、㈱セブン-イレブン・ジャパンのプライベート・ブランド等の製造委託先下請事業者から「商品案内作成代」を徴収していたことについて、下請法上の勧告（第8章第2節6(1)参照）をした後、これに関連して、㈱セブン-イレブン・ジャパンに対し、当該取引先との間における優越的地位の濫用の観点からみた問題の有無について事実確認するため資料を求めるなどした。こうした中、㈱セブン-イレブン・ジャパンから、当該取引先との取引を含むプライベート・ブランド等の製造委託に関する「商品案内作成代」の徴収を取りやめ、徴収していた取引先に対して、その旨を通知するなどの措置を自発的に講じた旨の報告があったため、これ以上の対応は行わないこととした旨を公表した。</p> <p>（詳細については令和4年12月22日報道発表資料「㈱セブン-イレブン・ジャパンによるプライベート・ブランド製造委託に関する「商品案内作成代」への対応について」を参照のこと。）</p> <p>https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221222_kankijoseki.html</p> 	4.12.22

第4 告発

私的独占、カルテル等の重大な独占禁止法違反行為については、排除措置命令等の行政上の措置のほか罰則が設けられているところ、これらについては公正取引委員会による告発を待つて論ずることとされている（第96条及び第74条第1項）。

公正取引委員会は、平成17年10月、平成17年独占禁止法改正法の趣旨を踏まえ、「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」を公表し、独占禁止法違反行為に対する抑止力強化の観点から、積極的に刑事処罰を求めて告発を行っていくこと等を明らかにしている。

令和4年度においては、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等（注）の入札談合事件について、以下のとおり、検事総長に告発した。

（注）「テストイベント計画立案等業務委託契約等」とは、組織委員会が順次発注する東京2020大会に関して競技・会場ごとに実施される各テストイベント計画立案等業務委託契約並びに同契約の受注者との間で締結されることとされていた各テストイベント実施等業務委託契約及び各本大会運営等業務委託契約をいう。

○ 組織委員会が発注する東京2020大会に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等の入札談合に係る告発（令和5年2月28日告発）

(1) 被告発会社等

ア 被告発会社（下表記載の6社）

イ 被告発人

- (7) 前記被告発会社6社でテストイベント計画立案等業務委託契約等の受注等に関する業務に従事していた者6名
- (4) 組織委員会大会準備運営第一局次長等としてテストイベント計画立案等業務委託契約等の発注等に関する業務に従事していた者1名

番号	被告発会社	本店の所在地	代表者
1	(株)電通グループ	東京都港区東新橋一丁目8番1号	代表取締役 五十嵐 博
2	(株)博報堂	東京都港区赤坂五丁目3番1号	代表取締役 水島 正幸
3	(株)東急エージェンシー	東京都港区西新橋一丁目1番1号	代表取締役 澁谷 尚幸
4	(株)フジクリエイティブコーポレーション	東京都江東区青海一丁目1番20号	代表取締役 前田 和也
5	(株)セレスポ	東京都豊島区北大塚一丁目21番5号	代表取締役 田代 剛
6	(株)セイムトゥー	東京都千代田区永田町二丁目4番3号	代表取締役 海野 雅生

(2) 告発事実

被告発会社6社は、いずれも広告代理業等又はイベントの企画・運営等を営む事業者であり、前記(1)イ(7)の被告発人6名は、それぞれその被告発会社の従業者としてテストイベント計画立案等業務委託契約等の受注等に関する業務に従事していたもの、前記(1)イ(4)の被告発人は、組織委員会大会準備運営第一局次長等として、テストイベント計画立案等業務委託契約等の発注等に関する業務に従事していたものであるが、被告発人7名は、広告代理業等を営むその他の事業者1社（以下、同事業者と被告発会社6社とを合わせて「被告発会社等7社」という。）の従業者として前記同様にテストイベント計画立案等業務委託契約等の受注等に関する業務に従事していた者と共に、それぞれその従業者として業務に従事する被告発会社等7社の他の従業者らと共謀の上、それぞれその従業者として業務に従事する被告発会社等7社の業務に関し、平成30年2月頃から同年7月頃までの間、東京都内の組織委員会事務所等において、面談等の方法により、テストイベント計画立案等業務委託契約等について被告発会社等7社の受注希望等を考慮して受注予定事業者を決定するとともに基本的に当該受注予定事業者のみが入札を行うことなどを合意した上、同合意に従ってテストイベント計画立案等業務委託契約等についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし、もって被告発会社等7社が共同して、テストイベント計画立案等業務委託契約等の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、テストイベント計画立案等業務委託契約等の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限したものである。

(3) 罪名及び罰条

独占禁止法違反

同法第89条第1項第1号、第3条及び第95条第1項第1号並びに刑法第60条